

白河文化交流館コミネス友の会 会員規約

平成28年6月20日制定

(名称)

第1条 本会は、「白河文化交流館コミネス友の会」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、白河文化交流館内に置く。

(目的)

第3条 「コミネス友の会」は、白河文化交流館（以下「交流館」という）において実施される自主企画事業等への鑑賞と参加を通じて、芸術文化に対する関心と理解を深め、会員の交流促進を図ることを目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員とは、本規約を了承し、本会への入会申し込みを行い、交流館が入会を認めた者をいう。

(会員期間)

第5条 会員がその資格を有する期間（以下「会員期間」という）は、申し込み手続き後会員登録が終了した日から翌年の前月末日までとする。

2 以後継続して加入する場合の会員期間は、前項の会員期間が終了した翌日から翌年の前月末日までとする。

(年会費)

第6条 本会への入会を希望する者は、本会に入会する際、下記の区分に従い所定の金額を納入するものとする。

会員区分	年会費	備考
個人会員	2,000円	
法人会員	3,000円 (1口あたり)	郵送サービスは法人所在地に一括郵送。

2 上記年会費は、第5条に規定する会員期間の途中で入会する場合においても同額とする。また、一度納入した年会費は、会員期間中の退会や会員資格の消失があっても一切返還しない。

(会員証の発行)

第7条 会員には会員証を発行する。

2 会員証は、会員本人以外の人・団体に譲渡もしくは貸与することができない。

3 会員は、会員証の紛失や盗難等の被害にあった場合、その旨の届出を事務局に届け出るものとする。

4 会員証は、会員が前項の届出を行なった場合、再発行することができる。

(会員の特典)

第8条 会員の特典は、以下のとおりとする。

- (1) 交流館が指定する公演チケットの優先予約・販売
- (2) 会員価格で公演チケットの購入
- (3) 情報の早期入手
- (4) その他交流館が定める特典

2 前項第1号及び第2号の会員の特典を受けることができる公演は、第5条に規定される会員期間に行われる公演とする。

(届出事項の変更等)

第9条 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合、その内容を事務局に届け出るものとする。

(退会及び会員資格の取消し)

第10条 友の会を退会しようとするときは、速やかに事務局に届け出の上、会員証を返却することとする。

2 次の事項に該当する場合には、会員の資格を取り消す。

- (1) 所定の期間内に会費の納入がなかったとき
- (2) 入会時に虚偽の申請があったとき

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する事項は、事務局が定める。

附 則

1 この規約は、平成28年7月25日から適用する。

2 この規約の成立当初の会員期間は、第5条の規定に関わらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。

附 則

1 この規約は、令和2年4月1日から適用する。